

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第2回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年11月27日(木) 13:00～14:32

於、第4特別会議室（5階）

第2 出席した委員等（敬称略）

田尻 嗣夫（分科会長）、梶川 融、古賀 伸明、篠塚 勝正、下和田 功、松崎 陽子、
吉野 直行、三村 優美子、米澤 康博（以上9名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（郵政行政部長）、後藤 篤二（郵政行政部企画課長）、菊池 昌克（郵便課長）、
神山 敬次（信書便事業課長）、藤江 研一（郵便課調査官）
永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

（1）諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可
【諮問第1007号～1009号】（非公開）

（2）答申事項

郵便約款の変更の認可【諮問第1001号】

（3）報告事項

エクスパックを利用した振り込め詐欺への対応策

開 会

○永利情報流通行政局総務課補佐（事務局） 事務局です。定刻になりましたが、開催の前に1つお願いがございます。本日マイクが入っておりますので、ご発言の際にはお手元のマイクの薄い紫色のボタンを押していただいて、ご発言をいただきたいと思っております。また、ご発言が終わりましたら、それをまた切っていただくということで、申しわけございませんが、よろしくお願い申し上げます。それでは分科会長、よろしくお願い申し上げます。

○田尻分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会の第2回会合を開催させていただきます。本日は委員16名中9名が出席されるご予定ですが、吉野委員が少し遅れていらっしゃるというご連絡を頂戴しております。従いまして、現在定足数には1名不足しておりますが、採決の段階では定足数が満たされることを期待いたしまして、開会させていただきますと存じます。

本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定によりまして、一部、非公開とさせていただきますと存じます。従いまして、一般傍聴者の方々には、現在、室外で待機していただいておりますが、非公開とする議題が終了いたしましたら、入室していただくこととなりますので、あらかじめご了解いただきたいと存じます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項1件、答申事項1件、報告事項1件です。

まず、初めに、諮問事項の審議に移らせていただきます。諮問第1007号、1008号、1009号、特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可ですが、本件は当審議会の議事規則第9条第1項ただし書きの規定によりまして、非公開にて審議をさせていただきます。それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○神山信書便事業課長 信書便事業課長の神山です。座って説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

諮問事項の1番、特定信書便事業関係ですが、お手元の資料の2-1、2-2、2-3、この3点が関係するわけですが、新たに3者が事業許可の申請を行い、信書便約款の設定、信書便管理規程の設定も同時に3者がしてきております。基本的には資料の2-1に沿ってご説明したいと思います。資料2-1の1ページ目、諮問書ということで、富山県総合警備保障株式会社他2者、計3者より事業許可の申請がございました。私どもとしましては、審査の基準に合致していると思っておりますので、このたび諮問させていただきますと思っております。申請書等は簡単な概要でご説明させていただきますと思います。次のページ、別紙1の1枚目をめくっていただきまして、許可申請の概要というところを見ていただければと思います。特定信書便事業の許可ということで、今回、3者の方から申請が来ております。第1としまして富山県総合警備保障株式会社、第2に寺口運送株式会社、第3におのみちバス株式会社

です。

簡単に概要をご説明しますと、1番目の富山県総合警備保障は富山市にある会社ですが、警備業を主に営まれておまして、提供するサービスとしましては、特定信書便、1号、2号、3号と役務が3タイプございますが、その中のいわゆる1号役務、信書便物の3辺の合計が90センチ超、あるいは重量が4キログラム超の、いわゆる大きい、あるいは重いサービスを提供したいということで申請してきております。提供サービスを一言で言えば、巡回・定期集配サービス型ということになります。事業開始の予定としては、来年の元旦、1月1日を予定しているということです。

2番目としまして、寺口運送株式会社は大阪府堺市において貨物運送業を主として営まれているところでして、やはり同じように、1号役務を申請されてきております。

3番目としまして、おのみちバス株式会社、これは実は今年の3月までは尾道市の交通局、市営バスだったのですが、今年の4月から第三セクターとして、旅客運送業を営まれているということで、信書便事業の1号役務を提供していきたいということです。

提供サービスの概要は、巡回集配型、定期集配型が1号役務の典型ですが、この度はそれぞれの[]の公文書集配サービスに参入するため、その要件を満たしたいということで申請をしてきているということです。

次のページ、引受け及び配達の方法としましては、引受けは基本的に利用者との間であらかじめ定めた巡回先等で、配送人が手渡しで引受けをするという方法です。配達は、差出人の指示に基づきまして、基本的には対面で交付する、あるいは指示に基づいて、郵便受箱への投函、あるいはメール室への配達、こういった方法で引受け・配達をしたいということです。取扱見込み及び配送体制は、例えば富山県総合警備保障でいいますと、提供区域は富山県内、利用見込みとしましては、[]の公文書集配サービスを受託することを期して今回の許可申請に至っていると聞いております。取扱見込みとしましては、巡回サービスとして、県内を[]ルートで、配送人員[]名、配送車両[]台を使って行いたいということです。別途、一般貨物自動車運送事業の許可は既に取得済みです。

以下、同じように寺口運送にしましては、[]、特に[]のやはり公文書集配サービスの受託を期してということです。おのみちバスにしましても、今、乗合バス等の事業を行っているわけですが、[]のいわゆる公文書集配サービスに参入したいということで、今回、申請に至っているということです。

1枚めくっていただきまして、3ページですが、見ていただく観点としまして、審査基準上、事業収支の見積りは適正であるかどうか、あるいは6番の資金計画において、しっかりと資金が手当てできるかというところで、これは申請書の抜粋です。

例えば富山県総合警備保障でいいますと、事業収支見積りは2年間分を出してきてくださいと私どもより申しておまして、初年度は、1月1日から3月31日の3カ月分の見込みで

す。翌年度は1年分の見積りとなっているため、初年度分が少なくなっております。初年度は信書便の事業収入、3カ月分として、 を見込んでいるということで、これは受託見込額を推計して書かれてきているということです。

それに比しまして、信書便事業の支出としましては となっています。これは配送車両にかかる費用はそのまま積上げ、配送員は、 でやりたいということで、作業時間比率で配賦しているということと、その他間接費用等をあわせて で、信書便関係の利益としましては、 という見込みだそうです。

ただ、警備業を行っておりますので、本業を含めた全体の営業利益としましては、3カ月分を見込んでいるということです。

以下、同じ形で、信書便事業だけですと非常に利益は少ないのですが、本業も含めれば、かなりの利益が見込まれるということです。

1つだけ、▲が立っているところをご説明しますと、 ですが、初年度、1年分ですが、支出が多少多うございます。これは車両を新たに買うということですが、これに関しての減価償却は、 で行うということで、初年度については支出がかさみ の赤字になるということでございます。2年目以降はこの費用がなくなってきますので、黒字になってくるという見込みです。

6番目の資金計画については、実際に当初の資金はあるのかということですが、規定上は、その下の表の注に書いてございますが、車両等の取得価格、あるいは賃借料の1年分、あるいは人件費の2カ月分等の合計額を手当てすることができるかということになります。富山県総合警備保障は、事業開始費用は ですが、これは で調達するということで申請しております。寺口運送は、車両は とのことです。おのみちバスは車両を しまして、 で行うということのようです。

以上、3者を入れますと、特定信書便事業者の数が274者になります。

その他、5ページ、6ページに全国の本社所在地別信書便事業者の一覧表を入れさせていただいています。今回、新たに申請された方は赤字で記載させていただいています。

別紙の2がございしますが、特定信書便の許可申請の審査として、基本的には3点ございます。

1は事業の計画が信書便物の秘密を保護するために適切であるか、2は、事業の遂行上適切な計画を有するものか、3は事業を適確に遂行するに足る能力を有しているかということで、私どもとしましては適切ではないかと思ひまして、この場にお諮りしたいということです。

その他、資料2-2、2-3の信書便約款あるいは信書便管理規程は、標準的なひな型に沿いまして申請してきていらっしゃいますので、こちらも適切と私ども思っております。以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただければと存じます。どうぞ。

- 篠塚委員 2ページの4番、[]については、配送員の方が[]名兼務、[]の方ですと[]台、専担で[]人となっています。兼務で[]人で[]台で[]ルートというのは、本業を行いながら特に問題なくできるものですか。
- 神山信書便事業課長 私どもも、そのところが気になってございまして、ヒアリングを念入りにさせていただいたのですが、[]を[]ルートにして、ある程度、本業を別時間で行って、大部分のところはこちらの信書便役務で行うということで、十分対応できるというご説明でして、確かに他のところと比較すると、かなり厳しくやっていくのかという気はしますが、できないことはないと考えております。
- 篠塚委員 わかりました。
- 田尻分科会長 吉野先生が今、ご到着ですので、定足数が充たされました。ただいま審議いたしておりますのは、特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可の案件ですので、よろしく願いをいたします。
- それでは、どうぞ先生方、ご意見、引き続きお伺いしたいと存じます。
- 下和田委員 ただいまのご質問と関連するかもしれないのですが、2ページに、信書便物の秘密保護ということで、配送員が手渡しで引受け、あるいは対面で交付とあり、一方で配送員数については、兼務・専担で、人数は非常に少ないとありますが、実際に手渡しでの引受け、あるいは対面の交付が困難な場合も予想されると思います。この3者の問題だけではなくて、全体、今まで認可されたところも含め、そういった場合はどこまで認めるということになっているのですか。
- 神山信書便事業課長 兼務のお話と受けとめたのですが、兼務というのはこれまでも実際に多くございます。その場合には、信書便物というのは信書便箱又は袋に入れまして、施錠して管理をしっかりと、あるいは配送する車両を別に使うなど、作業方法については管理規程でしっかりと縛ってございまして、適正に収受をしていただいていると考えております。今回の[]も兼務ですが、何分、本業は[]というしっかりとした業種ですので、その点は責任をもって抜かりなくやっていただけるのではないかと考えております。
- 吉野委員 参入してきたところが、例えば急にやめたいというときに、利用者に非常な不便となるといけないと思いますので、万一撤退するときには、利用者に対して不便がないようにするという事も、考えておいていただくことが重要ではないかと思っております。
- 神山信書便事業課長 ご指摘のように、これまでに270数者のうち、10者程度は廃業されたのですが、理由は主として本業が立ち行かなくなったということです。そういう意味で、確かに利用者へあらかじめ周知をするということは大事だと思います。ただ、これまでのものは個別に、宅配便のように荷物を集荷して渡すということで、あまり問題がなかったのかと思います。個々の利用者の方からの不満等も特に聞こえてきておりませんでした。ただ、今回の場合のような公文書集配等ですと、大体1年契約等で県庁、市役所も計画していると

思います。その中で、途中で万一のことがあった場合には、やはりご迷惑等をかけると思いますので、その点は早目に、こちらでも検査等を通じまして、必要な措置をとるなり、利用者の方にもあらかじめ周知するよう事業者を指導するなど最大限の努力をさせていただきたいとしたいと思います。

○三村委員 信書便事業の許認可は、県単位でとっていらっしゃるんですね。ということは、基本的にエリアは県というのが1つの許認可の基本になるという考え方なのですか。また2ページ目で、尾道市と書いてありますが、これはこのエリアを対象とする事業をしたいのでこういう設計になります、というのでしょうか。例えば尾道の隣の市町村にも展開するのは、全くそれはご自由ですということでしょうか。

○神山信書便事業課長 資料としてつけさせていただきましたのは、便宜的に本社所在地別の一覧でございます。今回の1号役務は、提供区域がどこかということは申請書に書かせていただきますが、県が基本単位と決まっているわけではなく、市単位で申請される方もいるということです。また、全国で提供したいと申請される方もいますので、全国で提供する場合はそれなりの体制があるかどうかというところを見させていただいております。

別途、今回の案件ではありませんが、2号役務で、3時間以内で実際に運べるかどうかという基準については、提供区域が許可する際の非常に大事な要素となっておりますので、そのところは実測なり、計測システム等を使うなりして、審査させていただくということで、2号は少し厳格な審査となります。

○田尻分科会長 他にご意見がございますか。特にございませんでしょうか。

それでは、諮問第1007号から1009号は、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することにいたします。

それでは、次の議題の審議に移らせていただきますが、議事規則第9条第1項の規定によりまして、ただいまから公開にさせていただきたいと存じます。

ここで、傍聴者の方々の入室を行いますので、しばらくお待ちください。

(傍聴者入室後、再開)

○田尻分科会長 それでは、答申事項の審議に移らせていただきます。諮問第1001号「郵便約款の変更の認可」について、ご説明をお願いいたします。

○菊池郵便課長 郵便課の菊池です。パブコメを9月30日から10月29日、期間にして1カ月間ですが、行いましたので、その総括と後考え方を用意させていただいております。それについて説明させていただきたいと思います。

まず、意見募集の結果についてですが、意見総数は19件、法人7件、個人12件という状況です。意見の内容は、配達記録郵便の廃止に反対のものが18件、後、やむを得ないとい

うものが1件です。

下の表で主な意見をまとめております。配達記録郵便の存続を希望する17件。反対が18件ですので、1件違うという状況になってございますが、この1件は値下げを希望しております、後は特定記録郵便は無意味だという内容ですので、反対か賛成かでは、反対に含めさせていただいておりますが、存続ということが書かれておりませんので、1件、省かせていただいております。

主な理由ですが、確実に配達されたかどうかを確認できるサービスが必要である、サービスの選択肢が少なくなる、利用者負担が増加する、配達と引受けの両方を記録するものが、この約款の変更が認められますと、簡易書留だけになってしまいますので、そこに事務が集中してサービス低下が起こるのではないかという内容になってございます。

2点目、仮に実施をする場合の配慮ということで、割引制度の拡充、またはリーディング・タイム、周知期間を十分確保してほしいという意見が2件ございました。3点目は、これは附帯決議の話ですが、民営化時の約束が守られていない、サービスが低下しているのではないかというものが2件、料金にかかるものが5件、やむを得ないというのが1件ということになってございます。以上が総括した結果です。

次の資料に考え方の案をまとめております。今回、意見は19件ということで、件数自体は少なかったため、なるべく意見をそのまま載せた形でまとめております。ですので、考え方が相当重複する書き方になっておりますので、そこはご了承くださいと思います。

まず、総論を①に書いておりますので、当分科会の考え方のポイントだけを説明させていただきたいと思います。その後は個別の論点があった場合に、色分けして書いておりますので、そちらを中心に説明させていただきたいと思います。

郵政事業の民営化は、その基本理念である「経営の自由化の拡大」を図ることを目的に実施されたものであり、郵便事業株式会社が、不採算のサービスの廃止等の合理化を実施し、郵便業務の提供基盤をより健全化することは、経営判断で行い得るものと考えています。

当分科会としては、経営判断に基づいて、総務省に認可申請された事案のうち、郵便法で規定する認可基準を満たしたものの諮問を受け、当該事案を認可することの是非について審議を行うものです。

今回の郵便約款の変更は、料金設定の前提となるコスト構造の変化を背景に、郵便事業株式会社が提供する類似サービスの選択と集中という経営判断から、簡易書留を残し、配達記録郵便を廃止し、あわせて引受けのみの記録を必要とする利用者向けに特定記録郵便を新設するものです。この点からは、引受け及び配達の双方の記録を必要とする利用者にとっては、選択肢が少なくなるものと判断しています。

しかし、今回の郵便約款の変更は、料金も考慮すれば、確かに配達記録郵便から簡易書留に移行する利用者に負担を求めることとなりますが、簡易書留という配達記録を残すサービス

を存置すること及び料金についても一定の引下げを予定していることから、配達記録を必要とする利用者の利便性を著しく阻害するまでには至らないものと判断します。

郵便サービスにかかる利用者の利便性は、民営化前のサービス水準を維持するという国会での附帯決議が民営化の審議のときになされています。これは郵便事業株式会社の経営においても遵守されなければならないものであり、今回の、利用者の利便性が低下する可能性がある施策を実施する場合には、利用者利便の向上を図る施策の実施により、総体的に国民利用者の利便性の低下が緩和されることが肝要と考えています。ここまでが総論です。

1番では赤で、個別論点の簡易書留の割引制度について書いております。ただし、料金体系の話は、審議会の権限から外れてしまいますので、なお以下のところで書かせていただいております。

なお、ご指摘の割引制度の改善にかかるご意見は、総務省を通じ、郵便事業株式会社に伝えることとしますということで、1番の答えとさせていただきます。

2番のところは、クーリング・オフをする場合に、配達記録が使われているということで、配達記録郵便を存続してほしいという意見になってございます。ですので、考え方の中でも、クーリング・オフに触れております。下の緑のところですが、確かに、今後、クーリング・オフの申し出に簡易書留を利用する利用者に負担を求めることとなる、ただ、簡易書留という配達記録を残すサービスを存置するというので、クーリング・オフの利用者の方々には負担増になってしまうという考え方を述べさせていただいて、後は総論で締めくくらせていただいております。

3点目です。意見の内容は、先ほどの附帯決議の話と、諮問内容を変えてしまう話になってしまいますので、最終的には、意見については郵便事業株式会社に伝えるという形で締めくくらせていただいておりますが、附帯決議は、総論の附帯決議の考え方のところを引用させていただきます。

4番目ですが、特定記録郵便については、本人に届いたかどうかを確認できないのではないのかという内容と、後は簡易書留の値上げ幅が大き過ぎる、もう少し下げられないかという料金に関する事です。確かに特定記録郵便については、本人に届いたかどうかの確認はできませんので、できないということで答えさせていただきます。ただ、ご指摘の信頼性に問題が発生した場合は、郵便事業株式会社が取り組んでおりますお客様満足度の向上活動及びコンプライアンスの遵守徹底により、改善が図られるものと判断しており、それでも改善が図られないということになれば、郵便約款の変更等により、一定の信用性のあるサービスが提供されるものと判断しているというお答えにさせていただきます。

5番は、これも存続を希望するという内容で、個別論点としましては、5ページの赤で書いてございますが、特定記録郵便の配達方法を、速達、モーニング10と同等レベルの手渡しサービスにするという、サービスの新しい形態のご提言がありますので、これは一番後の、

なお以下の考え方ですが、サービス改善案にかかるご意見は、総務省を通じ、郵便事業株式会社に伝えることとしますということで答えさせていただいております。

7番目は、これは総論の話ですので、まず、総論のところを書かせていただいて、6ページ目の上の2段落目、実施のタイミングやサービス変更後の割引条件ということで、周知期間と割引サービスの拡充についての言及がございます。

下にも同じ割引の話がございますので、右のところですが、また以下のところで、周知期間、準備期間のことについて答えさせていただいております。

また、ご指摘の実施までの準備期間は、平成21年3月1日から実施するとの内容で申請されていますが、今回の郵便約款の変更は、特に大口利用者にとっては、システムの改造や、顧客ごとに簡易書留と特定記録郵便との選別、専用封筒の作成等、他の公共料金には発生しない準備作業が必要であることから、十分な周知・準備期間が設けられるよう配慮する必要があるものと判断しますということで、リーディング・タイムは十分に必要だけ確保することが必要ではないのかという考え方を示させていただいております。

後、割引制度等、サービス改善の内容は、前と同じように、郵便会社に伝えるという話で終わらせていただいております。

8番目、これも反対意見ですが、その中で、「犯罪の収益の移転防止に関する法律」、8ページのところですが、これは本年の3月1日に施行されました法律で、これについて、特定記録郵便では不十分ではないのかという内容になってございます。参考資料をつけておりますが、本人限定受取郵便は、本年9月1日から来年の3月31日までの期間を区切りまして、今、郵便会社で試行的にサービスを提供し、要は業務フローをどのようにつくったらいいのか、また、料金をつくる上でコスト計算をどのようにしたらいいのかというデータをとっている最中です。今までのものと何が異なってきたのかというと、要は本人を確認しまして、その情報を差出人に全部返すということです。だれが確認し、何で確認したのか、いつ確認したのかというものを差出人にフィードバックをするというサービスになってございます。ですので、先ほどの考え方の7ページ目に戻りますが、その試行を実施しているということをお答えとさせていただきます。

続きまして、9ページ目、9番目の意見ですが、反対意見です。主な理由としましては、冒頭の総括表でも申し上げましたが、簡易書留に業務が集中して、送達遅延等の事故が起こるのではないのかという内容です。

なお以下のところで答えさせていただいております。なお、簡易書留の取扱物数の増加による送達遅延等の懸念は、当該諮問事項が実施される場合には、郵便事業株式会社において必要な体制整備、業務フローの整備が行われると聞いており、ご指摘の懸念は回避され得るものと考えておりますという回答にさせていただきます。

10番目、これも反対意見ですが、主な理由は、司法等の係争に対する意思通告に配達記録

郵便が使われているのではないのかというのが1点目です。考え方ですが、司法における係争に対する意思通告を証明する手段として一般的に使われておりますものは、「内容証明」及び「配達証明」であり、配達記録郵便の廃止とは直接関係がないものと考えておりますという答えにさせていただいております。

2つ目、民営化後、郵便の送達率が悪化しているというご指摘に対しましては、送達率は19年上期が98.0%、20年上半期ですが、98.4%ということで、一概に低下しているとは聞いていないという答えにさせていただいております。

3点目は、電子証明の証明力に問題があるのではないのかという話ですが、今回の配達記録の廃止に伴います「電子内容証明郵便」の変更は、この証明内容自体ではなくて、差出人に送付する謄本の送付方法の変更、今までは配達記録で配達していたものを、簡易書留に切りかえるという話ですので、証明力の話とは違うという回答になってございます。

ただ、信用性の話も出てきておりますので、サービスの信用は、前の回答と同じように、お客様満足度の向上活動及びコンプライアンスの遵守徹底により回避されるという回答にさせていただいております。

11番、個人の意見です。これはどちらかに入ることよくわからないため、1件外したものです。内容は実質値上げであり、新設される特定記録郵便は無意味な商品であり、利用できないという意見になってございまして、下にこういう信用性の問題があるのではないのかということが書かれております。最後にこのご意見をくださった方が代替案ということで、配達時に写真を撮ったらいいのではないのかという内容が書かれております。

答えとしましては、サービスの信用性は、前に書いたものと同じものを書かせていただいております。また、代替案は、これは審議会の権限を超えますので、郵便事業株式会社に伝えることとするという形で答えを書かせていただいております。

12番、個人の意見です。これも反対意見でして、やはり配達記録郵便がなくなることによって、簡易書留を利用せざるを得ないが、その影響は甚大であるという内容が書かれてございますので、配達記録郵便に過不足なく代替することはありませんということで書かせていただいております。

次に個人の13番目です。やはり反対という意見が書かれてございまして、要は民営化後のサービス低下の話が書かれております。前半部分は総論で答えさせていただいております、民営化の話は、なお以下で、なお、民営化後の郵便サービスに関するご意見は、総務省を通じ、郵便事業株式会社に伝えることとしますということで答えさせていただいております。

個人の14番目です。これについても、内容はサービスの信頼性の話を1点目に述べておりますので、まず、サービスの信用性は、先ほどからの同じ答えを書かせていただいております。また、新規サービスの提案もございまして、それは郵便事業株式会社に伝えると書いております。後、民間でも同じサービスを提供させるべきではないのかとも書かれてござい

すので、これは、なお以下で、平成15年4月から、一定の条件を満たした信書の送達は、郵便事業株式会社の他、信書便事業の認可を得た者が信書の送達を行うことが可能となっていますと、させていただいております。

最後の15番ですが、これは仕方がないのではないのかというご意見です。ただ、信書の取扱いについて十分周知していただきたいという要望がございますので、これについて答えさせていただいております。信書の定義や範囲の周知活動については、総務省において、信書の内容を解説した冊子の配布や総務省郵便課内に相談窓口を開設する等を実施している。なお、信書に該当するかどうか疑義があるときは、直接、総務省にお尋ねくださいという形で書かせていただきました。

以上がパブコメの考え方です。これらを踏まえた答申案として、事務局が用意させていただいたものを説明させていただきたいと思います。

まず、結論ですが、1番で書かせていただいておりますが、諮問のとおり認可することが適当と認められるという結論にさせていただいております。

ただ、2番のところで、認可に当たりまして留意事項をつけさせていただく形で整理をさせていただければと思っております。考え方ですが、今まで総論で述べた話を書いてあるのが、一番下のパラグラフです。したがって以下が1つの要望事項です。郵便事業株式会社においては、今回の郵便約款の変更に伴い、総体的に利用者利便の低下が緩和される他の施策を郵便約款の変更実施までに策定し、準備が整ったものは速やかに実施に移すことが必要であると判断する。総務省は郵便事業株式会社に当該趣旨を要請し、その結果について審議会に報告すること。

後、パブコメの中で、準備期間等の話もございましたので、それについても要望事項ということで挙げさせていただいております。また、今回の郵便約款変更は、他の公共料金とは異なり、特に大口利用者にとっては、顧客管理システムの改造や、顧客ごとの簡易書留郵便と特定記録郵便との選別、専用封筒の作成等、他の公共料金には通常発生しない準備事務が発生するものである。今回の郵便約款の変更を円滑に実施するためには、必要な周知・準備期間が設けられることが必要と判断される。郵便事業株式会社のシステム改築等の準備状況も勘案しつつ、必要な周知・準備期間が設定されているかを確認し、必要な場合には、実施開始日の調整を行うことという2つの留意事項をつけさせていただいて、結論といたしまして、認可することが適当ということ事務局で用意させていただきました。以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に、ご意見、ご質問がございましたら、ご自由にご発言いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○吉野委員 パブリックコメントの中に、今後郵便事業において今までのサービスを削らないでほしいという要望がありますが、本当の民営化というのは、やはりある程度、利益を上げ

て赤字が出ないようにしなければいけないわけですから、難しいとは思いますが、あまりこれに固執しますと、郵便事業自身が大赤字になってしまうと思うのです。ですから、サービスは下げないという意味は、赤字の事業はやめて、ただし、それにかわる代替的なサービスを、少しコストをかけながらご提供するということだと思います。費用はかけていいのだと思います。そういう意味では、今後こういうものが様々に出てくるとは思います、それに対して、どう対応していくかということも議論しておいた方がいいのではないかと思います。

○三村委員 今の吉野先生のご意見、もっともだと思います。ただ、このコメントを拝見しておりますと、郵便がやってきたサービスが、基本的には一種の社会的インフラとなって、それを前提として、事業活動や、企業活動が既に行われているということをやはり無視すべきではないだろうと思います。ですから、やはり収益性やコストの問題の中で、このサービス事業を維持するのが非常に難しいというご判断がもしあるとしても、それをもう少しユーザーとの間の納得できる形で組み立てをするという姿勢があってもいいのではないかと思います。確かに配達記録というのは様々な形で使われています。新しいサービスがどこまで証明性があるのかという問題も確かにあることは事実ですが、非常に簡便的な仕組みとして、ニーズが高い可能性もある。そうだとしたら、それをもう少し改善する、あるいはそれに対してもう少しユーザーの要望等を踏まえて改良していくという姿勢がやはり見えている必要があるのではないかと思います。ですから、単純に簡易書留がありますから、簡易書留は料金を下げますから、これでどうぞというわけにはいかないのではないかと思います。

○米澤委員 私も今の考え方に基本的に賛成で、最近様々な問題が起きてから、行政と民間との会話が非常に抑制的になっている状況があって、そのためにギャップが出てきているのではないかと思います。パブコメは必要ですが、もう少し行政から様々な状況を把握して、特に先ほど料金の問題や、簡易書留に移るにしてもシステム等の準備も必要かと思うので、その辺りのところをなるべくお聞きして、この諮問どおりに、ほぼそれに近い線で行ったとしても、意見交換して、納得してやっていただくようにすることが必要だと思います。そういったことによって、広い意味での効率化は納得していただけるところもあるのではないかと思います。おそらく情報の交換不足のために、少し対立が先鋭化していることが多くなっているのではないかと感じますので、そのかけ橋を注意してやっていただきたいと思っています。

○古賀委員 答申書全体の、諮問のとおり認可するというのは、基本的にはこれでいいのではないかと思います。例えばその一番下にある、総体的に利用者利便の低下が緩和される他の施策というのは、具体的にどういうものを考えているのでしょうか。もちろん今から考えるということですが、どういうものが考えられるのかということと、上段に書いてあります民営化の審議の過程での国会附帯決議をどう見るのかというのは、非常に大きなポイントになってくるとは思います。民営化前のサービス水準維持を、附帯決議では求めているわけで、

今回基本的には利便性が低下する可能性があるとして書いてあるのですが、その後には、総合的に利便性の低下が緩和されることが肝要だと、こうなっているんですね。少し言葉として工夫があってしかるべきではないかと思えます。利便性が低下する可能性があるとして書いてあるのに対して、一方ではもう利便性が低下するのです、したがってそれを緩和する施策が必要です、となっています。この辺りは整理しておくべきではないかと思えます。

○菊池郵便課長 最初の、したがって以下の施策の内容ですが、具体的にはまだ、郵便事業株式会社で今回の答申を得た後に検討が始まりますので、こういった施策かというのは明らかにはなっておりません。ただ、今回不利益をこうむる方にスポットを当てるのか、もしくは日本全国の利用者全体の利便性を向上するような形の施策を考えていただくのか、その辺りはまだよくわかりませんが、そのような施策をつくっていただくのかなと思っております。またご指摘がありました、可能性があるかどうかということ、下は、もう低下が前提となつて、利便性向上施策をやるべきではないのかという結論になっているというご指摘ですが、今回、マイナス面の施策だけではなくて、例えば特定記録郵便の新設は、こういうサービスを望んでいる方にとっては選択肢が増える、ある意味ではプラス面の施策なのかと思えます。また、料金については、権限外ではございますが、簡易書留の料金自体も引き下げられるということで、従来の簡易書留を使っていた方にとっては、それもプラス面に働くのかと思えます。プラスとマイナスが両方ございますので、一概に全体で見て、そのどちらかというベクトルがなかなか設定できなかったということで、可能性があるという含みを持った言葉を使わせていただいております。ただ、そうは言いながらも、例えば配達記録だけを使っていた方だけにスポットを当てれば、これはもう利便性が低下しているのは明らかだということで、下は断定的な書き方に変えさせていただいたという趣旨で、誤解が生じる表現であれば、もう1度、事務局で見直したいと思えます。

○篠塚委員 今までのご質問、ご意見と関連するのですが、やはりサービスの質や国民の期待と信用とは何かということ、もう少ししっかりと議論しておく必要があるのではないかと思います。アナログ的なものですから、ある人はサービスが上がったと考え、ある人は下がったと考えると思うので、その辺りはやはり、郵便事業株式会社が見解をある程度しっかりと持っておかないといけないのではないのでしょうか。あるときはこうだ、またあるときはこうだ、とならない考え方をしっかりと持つようにと、審議会として言うべきではないかと思えます。ぜひその辺り、ご配慮いただけたらと思えます。また、やはりサービスの質、価値や期待と信用は時代とともに変わると思えます。これから電子化が進み、郵便のような物理的なものは減る可能性もございますから、その辺りのことも配慮する必要があるのではないかと思います。もう一点、コストの妥当性は非常に難しいと思えます。今、赤字であることは事実ですが、では現在掛かっているコストが本当に適正であるかどうかということは、判断が難しいと思えます。民間企業ですと競争会社がありますから、あそこのサービスよりいい

とか悪いとか、だから安くする、高くする、もっとコストを下げなくてはいかんということがあるのですが、なかなか競争構造にない状態でコスト、価格のよしあしを判断するのは難しいのではないかと思いますので、我々が答申することではないのですが、コストの考え方、姿勢については、郵便事業株式会社にしっかりと言うようにした方がいいのではないかとというのが私の意見です。

○松崎委員 個人的には、これは認可していただきたくないと思っています。というのは、意外なところで配達記録郵便は使われていて、資格取得の講座や検定料、そういう申込み等のときにも多く利用されているのです。今、資格を取得したい人の数が増えていて、配達記録郵便の利用者のすそ野は広がっています。私の周りで資格を取ろうとしている人、取った人に聞いてみると、配達記録が廃止されるということを誰一人知りませんでした。パブリックコメントの12番目の方が書いていますように、以前急に、郵便小為替の価格が大幅に引き上げられました。私自身も知らないで、娘の代理で定額小為替を買おうとして、驚いたことがあります。ミクシィ等の若い人たちの書き込みを見ると、ひどい！と非難が集中していました。そういう活用している人たちに、全然ニュースが行き渡らないで、ある日突然値上げになり、廃止になる。それが相次いでいるという印象を与えるのは非常にマイナスです。ただでさえ採算が取れない小さな局が廃止になって、みんな不便を感じている。そういうところへ、今まで便利だったものが値上げになる、廃止になる、それが立て続けになる、それも決まってから知らされる。この悪循環をぜひ断ち切っていただきたい。個人的には認可してほしくないのですが、もし認可するのだったら、もっと告知を十分にして、19通のパブリックコメントでよしとするのではなく、国民が意見を多く言える状況設定をして、お願いしたいと思います。

○梶川委員 少し一般論になるとは思うのですが、皆様方のお話も多少関係するので、利便性の低下について配慮するというのは、この審議会として当然のことだと思いますし、附帯決議もおありになる。ただ、その利便性の低下という中に、料金をどの程度考えた上かという、この議論は継続的に進めていくことが必要なのではないかと思います。それぞれもちろん考え方があっては思うのですが、利便性というものの意味と、それに対する正当な対価にどこまで目配りをして、価格も上げてはいけない、やるべきことも全部やり続ける、やるべきことだからやり続けるのですが、提供されているサービスにほとんど変化がないということになった場合に、効率的な経営という観点から、どのように考えていけばいいのかということ、継続的に議論をしていく必要があるのではないかと思います。利便性の話をあまり拡大的に解釈すると、料金の改定の判断は審議会の権限外だということと非常に難しさは出てくるのではないかと思います。

○下和田委員 答申の一番下に書かれている他の施策の1つが、例えば参考資料で配付されました本人限定郵便ではないかと私は理解したのですが、これは現在、試行中ということです

が、利用者の反応や、あるいは価格設定、それに対する意見等について、情報がありましたら教えていただきたいと思います。また今回のパブリックコメントにおいて、こういった情報はほとんどの人が知らないということですね。そういった点で、この試行の試みが非常に好評であるのであれば、多少代替施策になるのではないかという気がします。

○菊池郵便課長 まず本人限定の反応ですが、現在試行期間中でして、当方としましてはまだ報告を受けてございません。今回の目的は、まず業務フローをどのようにつくると効率的になるのかということと、もう1つは、実需要が本当にあるのかどうかを調査するものです。これは民間ではもう提供しているサービスですので、郵便事業株式会社としては、若干後追的なサービスになっているということもあり、実需もあわせて調査をするものです。あわせて、先ほどの業務フローと、業務フローができた場合にどのくらいのコストがかかるのかというデータを収集するということになっております。今のところ、これは利用者利便向上施策の1つのメニューだとは聞いてはいませんが、ある意味では、配達記録は保持できるということで、代替サービスだとは考えております。

○永利情報流通行政局総務課補佐（事務局） 申しわけございません。事務局ですが、委員がお一方、所用で御退席されますので、分科会長、この取扱いをどうされるかをご判断いただければと思います。

○田尻分科会長 そういたしますと、定足数を割ることになります。しかしながら、既に審議の途中ですので、このまま続けることにいたしたいと思います。採決は、後日文書でもって皆様にお諮りを申し上げて結論を出すということにさせていただきたいと存じます。このまま皆様のご意見を伺い、文書で採決をいたします際にどういった答申内容にすべきかということについて、あらかじめの認識を共有できるところまで進められればと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。それでは、他にご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

○吉野委員 最初にご質問させていただいたのと同じですが、今後、様々な業務の中で赤字の部分が出てきたときに、ここも赤字だ、それも赤字だからやめるとするのか、それとも絶対にこのサービスは需要があるのでキープすべきであるとするのかをお伺いします。民間企業は、赤字の部分をどこかで補てんしなければいけないわけですから、その分、どこかの料金が上がることになるのだと思います。そうでなければ、まさに我々が民営化した会社をつぶすことをやっている訳になります。経営に関わる方々がどう考えていらっしゃるかがわかりませんと、この審議会で様々意見を出して、結局民営化した郵政は失敗して、赤字でつぶれたとなると困ると思います。

それからもう1つ、民間企業の方々はみな行われるのだと思いますが、各事業で赤字が出た場合には、その原因をはっきりとさせないといけないと思います。業務のやり方が悪いのか、利用率が下がったからなのか、下がったとすれば原因は何か、それがここにはないわけです。

そうすると、どうやって改善したらいいかということもできないで、ただ赤字ですからというのでは、少し説明が不足している気がします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。他にご意見はございませんか。よろしゅうございますか。それでは、私なりの少しコメントをさせていただき、皆様のご意見を更にお伺いできればと存じます。

まず、パブリックコメントは、先ほどご説明をいただきましたとおり、19件という非常に多いご意見をいただき、かつすべてが非常にまじめなご意見だと拝読させていただきました。大口利用者、個人利用者、法人利用者、それぞれのお立場から、非常に具体的な、かつ痛切な訴えも含まれておまして、私どもの審議に非常に役立つ情報を与えていただいた19事案の方々に対して、感謝申し上げたいと思います。

私自身もこれを拝読いたしまして、当審議会として、このテーブルで議論することが許されている範囲内のものと、そうでないものをまず分けなければならないということについて考えました。郵便法第67条において、料金は届け出事項ということになっているわけです。第68条では、いわゆる約款の変更に当たりまして、その認可基準は4つの抽象的な表現があるのみです。かつ68条では、料金等を除くと、特に断り書きがあるわけですし、今回の諮問事案の中で、パブリックコメントに様々料金の問題について出ておりますが、具体的にこの審議会がこの場で、現在の郵便法のもとで踏み込む権限は与えられていないということが1つございます。しかしながら、そのパブリックコメントの中に、我々が審議の上で、当然ご意見を念頭に置いて審議すべき訴えもあったと受けとめております。

3番目には、民営化の後の、実際に生活あるいはビジネス活動において起きていること、あるいは日本郵政グループの対応についてのご不満や不信、あるいは情報不足、説明不足と思われるご指摘もいただいているわけです。やはり当審議会としては、法施行型の審議会ではございますが、我々の審議の中においては、そうした声も念頭に置きながら、今後、検討させていただくべきかと考えさせていただいたわけです。

それから、本日、先生方からご指摘いただきました全てのご意見に、私も同感する思いです。幾つか整理させていただきますと、ユニバーサルサービスと、それから利便性という言葉が、抽象的に郵政民営化法と郵便法の中で規定されているわけですが、そうしたものを具体的にどういう物差しでもってのはかるべきなのかということについては、少なくとも当審議会ではいまだ議論をしていないわけです。過去には、総務省の研究会等で郵便サービスのあり方についてどういう評価をするか、その評価の基準について技術的な検討を行ったわけですが、今後そうした問題については、やはり当審議会でも議論を深めていく必要がある、共通の認識を持つ必要があるというように受けとめさせていただきました。

また、日本郵政グループが今のユニバーサルサービスの範囲、ないし利便性について、どう考えておられるのかということについて、お話が必要ではないかというご指摘もいただき

した。確かに我が審議会の審議事項は約款の変更であり、この68条の中で、判断基準として与えられておりますのは、ユニバーサルサービスという基本精神に照らして、この約款の変更がふさわしいかどうかということのみが可能という書き方になっているわけです。具体的に申し上げますと、第1点は、差別的な取引をする内容であってはならない、それから、送達日数等についての明示が約款の中にあること、郵便物の収受に関する、確実な収受を担保することが書かれていること、会社の業務を引き受ける、サービスを引き受ける責任の範囲が明示されていることと、こういった形式的な表現しかないわけです。

しかしながら、例えばサービスの質、信用性と、ユニバーサルサービスの範囲をどこまで見るべきかということについて、当審議会としてもやはり見解をしっかりと持っておくべきではないかというご指摘をいただきまして、全くそのとおりだと私も考えております。

それから、日本郵政グループに対する今後の要望という点では、こうした値上げ、あるいはサービスの廃止等に関する情報の提供等について、どのような取組がなされているのかということも、やはりこうした申請をする段階から我々のところにも上がってくるべきではないかというご指摘がございました。そのとおりだと思います。

そういった意味で、様々なご意見があったわけですが、私なりに整理させていただくとすれば、まず第1に、利便性の低下ということをご指摘いただきましたように、その中で料金、価格が、利便性というコンセプトの中でどれぐらいの比重を持っているのかということについての問題提起があったわけです。

国会の附帯決議では、利便性の低下があってはならない、維持せよということですし、パブリックコメント等で伺っておりますお話は、民営化によってサービスがよくなるはずだという前提が利用者にあったわけですし、それに照らしていかなるものかということがやはり問われなければならないということだろうと思います。

そういった観点から、この認可に当たりましては、私どもとしては少なくとも権限の範囲内で認めるべきか認めないかというそのことだけではなくて、今、先生方から様々ご指摘いただきました事案について、要望を付したいと思います。認可の条件ということになりますと、これはまた権限の問題になってまいりまして、最初からそうしたことを振り回すというのはいかがかと思われま。当審議会としてはこれが初めての申請案件ですので、留保条件、要望ということですが、それを文書で申し上げることが適切かと思えます。

その第1点は、利便性の低下ということですが、価格を非常に重視されるユーザーにとっては、それはまさに利便性の低下です。一方で、料金引下げという申請も出ているわけで、そういう方々にとっては、逆にプラスになるということもあります。そういう意味で、利便性の低下と感ぜられる方に対しての、料金は上がるが、どのように利便性の向上を図るのかということについて、郵便事業株式会社でやはりしっかりとした対応策を策定していただく必要があるということだと思えます。そして、実施できるものは直ちに実施をしていただく

ということが第1点です。

第2点は、これは留保条件ということですので、やはり当審議会に対して結果報告をしていただかないといけないと思います。その内容によりましては、次回以降、類似案件の申請があったときに、我々としてもまた違った対応をせざるを得なくなるかもしれないということだろうと思います。

さらに、利便性の低下という点で、先ほど周知努力というお話がございました。それから、パブリックコメントの中にも、大口ユーザーの場合に、システム対応に相当の時間がかかる、あるいは既に印刷済みの封筒等の廃棄処分による思わざるコスト負担ということで、値上げ部分以外にも、ユーザー側に負担がかかるというご指摘もいただいております。

となりますと、やはり不必要なコスト負担をおかけしないような努力が、郵便事業株式会社に望まれるわけですし、実施日をいつにするかということに当たっては、やはり大口ユーザーがどの程度の準備期間を必要とされるのか、あるいは、どういう経済的な追加負担を強いることになってしまうのか、さらなるヒアリング、調査が必要ではないかと考えます。従いまして、郵便事業株式会社に対しても、やはりそういう努力をお願いせざるを得ないと思います。

ただ、私どもとしては、実施日を何日にしなさいという形まで踏み込むのは、この時点ではいかがかと判断をするわけです。行政当局で、周知並びに準備期間の決定について、どういうプロセスでユーザーとの間の相互理解を深める努力をなさったのかということについて、ウォッチをしていただく必要があります。そのことについても、やはりこの審議会にご報告をいただく必要があろうかと思えます。

以上が、文書で私どもの要望としておつけすべき事案と考える次第であります。

次に、これはどういう形でお伝えするかはお任せいただきたいと思いますが、先ほどからのご指摘の中に、日本郵政グループ、ないし郵便事業株式会社がユニバーサルサービスの維持、あるいはサービスの向上についてどのようにとらえているのか、赤字部門と継続すべき部門とのコストを、どのように調整していくのかといったことについての基本的な考え方を、やはり伺う必要があるというご指摘をいただきましたので、この点については、当審議会としても今後、様々なことを判断していく上で重要な要素になろうかと思えますので、日本郵政グループ、ないし郵便事業株式会社にお伝えをしていただきまして、私どもの知りたいこと、認識したいことについてどのようにお答えをいただけるのか、会社側の対応をお尋ね申し上げるという形にさせていただきたいと思えます。あるいは既に会社側で何らかの説明をお考えになっているかもわかりませんので、私どもとしては、どういった形で説明をいただきたいと申し上げるのではなくて、こういう点を私どもは知りたいと思っておりますので、どう対応なさるかは、会社側のご判断にゆだねたいと考えているところです。

先ほど事務局がつくられました答申書の案文がございましたが、その中で、表現の問題につ

いてご指摘をいただいております。その部分はもう少し文章的な修正が必要かと思っております。それから、準備期間と申しますか、どれぐらいの猶予期間を置くのかということも、やはりつけ加えるべきではないかと考えます。そうしたことでよろしければ、事務局と私で案文を練ってみまして、それを皆様に文書でお示し申し上げて、認可の賛否をお伺いすることにさせていただきたいと思っております。以上、長くなりましたが、私なりに整理をさせていただいたわけですが、ただいまの件に、何かご意見、追加的なご発言がございましたら、お尋ねしたいと思っております。

- 三村委員 今の分科会長のご説明で、基本的には結構だと思っております。ただ、基本的にこういった見直しが行われるときの発想と考え方について、やはりコストがかかっているから、効率が悪いから、これを廃止するという考え方は、決して企業として適切ではないだろうと思っております。それから、私は今回のパブリックコメントとして出されたご意見は非常に納得できる内容だと思っておりますので、郵便事業株式会社でもしっかりと受け取っていただきたいと思っております。

逆の言い方をしますと、これだけ支持されて、ニーズのある商品を本当におやめになっているのですかという問いかけと、そういった疑問が審議会の場でも出たことについても、総務省からお示しいただいて、今後もう少しサービス水準を上げる、それから需要者ニーズに合った形での新しいサービス商品を開発していくという方向で、経営努力をお願いしたいということをつけ加えていただくとよろしいのではないかとお思います。

- 田尻分科会長 他に何かございますか。よろしゅうございますか。それでは、この審議事項は、先ほど申し上げましたように後日、文書で答申案文を作成いたしましてご覧いただき、文書による採決をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、次に、本日の議題の最後ですが、先般、この審議会でもお願いを申し上げた事案です。最近、振り込め詐欺に対する対応策が様々求められているところですが、エクスパックを利用した振り込め詐欺への対応策を、総務省からご説明をお願いしたいと思います。

- 菊池郵便課長 前回の審議会でご依頼がありました、エクスパックを利用しました振り込め詐欺の対応について、2-5の資料に基づいて説明させていただきたいと思っております。

まず1ページ目です。ここに平成16年から平成20年8月までの、上の青印が振り込め詐欺の件数がございます。20年は8月までですので、5カ月間しかとっておりません。同じペースだと仮定しますと、2万2,653件、これが予想される平成20年の件数で、赤印がエクスパックを利用したものです。平成19年が1,203件ですが、これも年間に換算いたしますと、1,729件で、やはり増加傾向が続いている状況になってございます。

2ページ目以降が、具体的な取組施策をまとめさせていただいたものです。3ページ以下がイメージです。まずエクスパックの表面ですが、拡大した図のとおり、赤で「現金、信書を送ることができません」と書いております。これは現在黒文字で現金も強調されておられま

んが、このような、特に現金のところを強調したデザインに変えようとしております。大体1月ぐらいに納品されると聞いております。同じく封筒の裏面ですが、エクスパックで現金を送ることはできませんと、ちょうど封をする目立つところに、こういうデザインを入れようとしているところです。

5ページ目、郵便のホームページにページを設けまして、注意喚起の周知をしております。警察庁にリンクを張りまして、そこをクリックすると今現在わかっております振込先の住所が表示されます。こういう注意喚起をしているとのこと。

6ページ目の左は、これもホームページ上で現金等を送ることができないということの周知を図っているものです。また、右側のチラシですが、地元の警察から協力を要請された際に積極的に連絡を図って、エクスパックの封筒を販売する時に、注意喚起のチラシを配っているというものです。なお、声かけは既に全国で行っているということです。

新聞等でも報道されておりますように、ポスト投函ができるというのが大きなポイントのサービスですので、ポストに投函されてしまいますとなかなか対策が打てない現状がございますが、今、郵便事業株式会社では、できる限りの注意喚起や声かけを行っている状況でございます。

- 田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまの件でご質問ございましたら、どうぞ。
- 松崎委員 エクスパックで振り込め詐欺の被害に遭う人と、ホームページを見ている人というのは、まったく層が異なると思います。ですから、エクスパックを販売するときに、エクスパックを悪用した詐欺事件の発生をもっと大きく書いたチラシを用いて、その住所は大丈夫ですかというのを必ず添えるぐらいのことを行った方がいいのではないかと思います。
- 田尻分科会長 その点は総務省から、郵便事業株式会社にお伝えいただくことにいたしましょう。他に何かございますか。それでは、本日の議題はこれですべて終了いたしました。事務局から何かご連絡はございますか。ないようでしたら、本日の会議をこれで終了させていただきます。次回の日程は、また別途改めて事務局からご連絡を差し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。ありがとうございました。

閉 会